



明治天皇より廢藩置縣の詔(みことのり)が下される様子
(小堀鞆音(ともと)画)

今年は明治維新百五十年の節目の年です。今回は、明治政府の統治による地方行政（市町村）の変遷について紹介します。

中央と地方の一重統治

中央と地方の一重統治

徳川幕府末期の地方は、二つの権力により統治されていました。一つが「幕府」。京都、※大坂、長崎などの重要な拠点を含め全国にある直轄地（※天領）に城代、所司代、郡奉行、代官を置き、直接支配していました。もう一つが「藩」。全国に三百二十七藩あり、幕府が間接的に支配しながらも、藩主が絶対的な支配権を持つていました。

政権が明治政府に移ると、明治二（一八六九）年の「版籍奉還」で各藩主が土

性を欠いたため、明治四（一八七一）年の「廢藩置縣」で藩が廃止され、全國が三府三百二県となります。各府県

地と領民を天皇に返上しましたが、藩主は「知藩事」として引き続き藩を統治します。一方、幕府の直轄地や※旗本の支配地などには、政府の直轄地として「府」と「県」が置かれ、それぞれに「知事」が任命されます。

全国に府、県、藩が並存するこの状態は、統治の効率が悪い上、軍の統率

明治維新と霧島

明治維新と地方自治

その②

の長官は「県令」に統一され、呼称は明治十九年まで続きました。

「町村」の再編

年末の七万三千百十四から一年間で一万五千八百二十と約五分の一に減少しました。町村の標準規模は、当時の小学校一校の区域となる約三百戸から五百戸とされました。

霧島での地方自治の推移

国分郷	敷根郷	西表山郷	横川郷	溝辺郷
上小川村、向花村、野口村、府中村、新田村、本町、唐仁町、小村、福島村、松木村、上井村、下井村、真孝村、住吉村、濱之市町、野久美田村、小濱村、小田村、内山田村、見次村、内村	麓村、湊村、上之段村、濱町宿窪田村、三体堂村、万膳村、上中津川村、下中津川村、持待村、西光寺村、東郷村、嘉例川村、朝日村	有川村、竹子村、三縄村、崎森村、麓村	有川村、竹子村、三縄村、崎森村、麓村	有川村、竹子村、三縄村、崎森村、麓村

『鹿児島県市町村変遷史』より抜粋

国民の暮らしは、明治維新後も江戸時代からの自然発生的な※地縁共同体である「町」「村」による自治が続いていました。

明治政府は当初、中央の命令の伝達と施行のみを行う大区小区制を敷きましたが、地域の実情に合わず国民の反発を招きます。そこで明治十一（一八

七八）年に「郡区町村編制法」を制定。町村を基本単位として認め、郡および五町村程度を管轄する戸長役場を置きました。しかし府県、郡役所、戸長役場、町村という複雑な四層構造が生まれたため、行政運営に適した規模の町村の再編が必要になりました。

明治政府は明治二十一（一八八八）年に市制と町村制を公布し、内務大臣訓令で各地方長官に町村合併の推進を指示しました。これにより町村数は同様に市町村へと統合されました。

*1 現在の大坂。当時の表記は大「坂」だった。
*2 大政奉還により幕府領が天皇の御領となつたことから呼ばれるようになった。
*3 将軍に謁見（えつけん）できる一万石未満の幕臣。
*4 昔から住んでいた地域共同体。町内会。
*5 知事または次官に当たる役職。

の桂内地区を開拓した元薩摩藩家老・桂久武が任命されています。霧島における明治四年の頃の郷（ごう）に村となる）と村（後に大字となる）は次のようになっています。